

中国の家長制

——民国時期の「母の權威」について——

白水紀子

一 問題の所在

民国時期の中国女性の經濟的地位は當時の世界的基準に照らしても著しく低く、たとえば趙鳳階『中国婦女在法律上之地位』（一九二八年初版）は妻の財産権について次のように述べていた。

民国が成立し、大理院は始めて妻の私有財産を認め、かつ妻の財産は離婚によつて喪失しないことを認めた。（中略）妻の財産権については萌芽時期に入つたばかりである。妻が私有財産に対して權利を行使する場合、未だ夫権の制限を受け、名義上財産所有権を有するものの、實際には完全な処分權はない。（中略）夫の財産においては、夫の死後、息子の有無に係わらず繼承することはできない。（1）

つまり一九二二年に公布された暫定的な法律によつて、ようやく妻の結婚時の持参財産の処分に関する一部權利が認め

られたのである（民律草案第一三五六条）。また、滋賀秀三『中国家族法の原理』第四章「婦女の地位」（2）によると、夫の死後の寡婦の財産繼承權は、息子が成人に達するまで、息子がいない場合には夫側から嗣子をたてるまで、「信託的に妻の手に保たれる」にすぎなかつたといひ、妻の經濟的權利とその基盤の弱さが指摘されていた。

一九三一年、国民党政府により公布された新民法によつて、娘にも相続權が認められ、妻の相続權の保護も明文化された。しかし、オルカ・ラングの『中国の家族と社会』（3）によれば、この新民法を利用できたのは國際貿易の行われる大都會に生活する一部分の家族であり、農民はその存在すら知らなかつただろうと記されている。

しかしながら、このように中国の女性は經濟上の權利を長い間ほとんど有さなかつたにもかかわらず、滋賀氏をはじめ多くの研究者が指摘するように、儒教的家族制度に正式に組み込まれた女性とくに妻の座にある女性は、家族の人間關係を規定する礼教、とりわけ子の親に対する「孝」の思想によつて、「充分安定した」地位を占めることができたといわれてい

る(4)。つまり、儒教的家父長制下にあつて母の地位にある女性、息子に伝統的忠孝思想を教育することを通して男性中心の家父長制を支え、家長たる男性(義父、夫、夫方の男性年長者など)の権力の制約をうけながら「母の権威」を保つことができたと考えられているのである。

このような中国の家父長制(5)がもつ特色に注目して、中国女性の家族や社会での位置を再考する研究が、はやくも七〇年代はじめに文化人類学者メジャーリー・ウルフ(6)によつてはじめられ、最近では女性史の分野でも研究がすすんでいる。その中の一人秦玲子氏は宋代の皇室に於ける嫡妻と妾の地位を巡つて論じた文章の中で次のように述べている。この視点は本稿の問題意識と一致するので引用してみたい。

女性が抑圧されているのが常態で、たまに出現した前漢の呂太后や唐の武則天といった女傑は例外であるという見方に異論を唱えたい。(中略)前近代中国で少数の女性が政治的権力を握つた例は例外外ではなく、大抵の場合、常態として与えられていた権威を、少数の女性が特にフル活用した場合であると言つたほうが適切なのである。前近代中国社会は、嫡妻たる女性には単なる同情ではなく、夫を代弁する権利を与え、逆に嫡妻の側からみれば、夫の意志を代弁・代行しているという理由をつけることさえできれば、かなりのことができる社会であつたといえる。(7)

このような視点は、男性から委託された権威を名目にして、他者を抑圧した女性たちを考察する上でも有効である。例えば中国現代文学において、視野を民衆のレベルまで広げれば、こうした相応の権威を持つ女性による嫁・妾・娘そして使用人に対する虐待、子女への旧式結婚(包辦婚姻)の強制とそれにともなう監禁や暴力行為など、抑圧者としての女性とはたびたび作品に登場する。このような女性たちを家父長権の代行者としてとらえるのは、彼女たちの権威が男性中心原理から生まれたものであり、結果として家父長制を補強する働きをする、という意味では正しいが、しかしながら、それだけでは「夫の意志を代弁・代行しているという理由をつけ」て「かなりのこと」をした彼女たちの行為の自発性を見逃すことになりかねない気がするのである。

キリスト教を思想的背景にもつ欧米の家父長制理論は、抑圧者としての男性と被抑圧者としての女性の構図がかなり明確であり、また日本の家父長制は伝統的に母性原理が強く働いているといわれている。これら欧米のあるいは日本の家父長制概念を、普遍概念としてそのまま中国にあてはめることの当否も含めて、中国の家父長制構造のなかで、被害者と加害者の二つの側面を持ち、さらに家父長制構造を内部から解体していく起爆剤ともなりうる女性(とくに母)の存在をどのようにとらえるべきか、理論的な整理の必要を感じるのである。

以下、本稿では中国の家父長制研究の一環として、家父長制の下で一定の権威をあたえられた女性、とくに姑が自分よ

りも下位にある嫁を抑圧するケースを、主として文学作品を通して具体的に考察し、民国時期（一九一二—一九四九）の「母の權威」の実態と、中国の家長制が内包する女性抑圧の多層性を明らかにしていきたいと思う。

二 姑による童養媳の虐待

死までも含む肉体的懲罰が社会の末端まで許容された例として嫁とりわけ童養媳に対する虐待があげられる。この風習は労働力確保という目的のほかに、「夫家としては、成人した女を娶るに要する高額の聘財を回避し、女家としては女の養育の負担を免れるという、主として経済的理由に基づく方便であり、当然多くは中流以下の家庭において行われる。かつその頻度については地方差が大きく、局地的にこの風習の得に盛んな地方があるらしく思われる」（8）とあり、民国時期には若い娘の四割が童養媳であるとするもの、また江西省や福建省のある県では一時期八・九割に達したという報告もみられる（9）。よい姑にめぐりあわせた運のよい童養媳もいたが（例えば沈從文「蕭蕭」はその例である（10）、早くも元の時代に童養媳虐待に関する罰則があつたほどその虐待は目にあまるものがあり（11）、童養媳が最も恐れた抑圧者とは疑いもなく姑であつた。

謝冰瑩『一个女兵士的自傳』（二六）（12）によると、湖南省の彼女の故郷では茶摘みをしている女の子の大半が童養媳で、食事も充分にあたえられずに骸骨のように瘦せている娘、姑から鉄の焼きゴテで全身を焼かれた娘、顔に鞭打たれてみみ

ず腫れができた娘などの話は、作者にとって人生の苦しみを知った最初の授業だったと記されている。

童養媳の悲惨な境遇を伝えるものは多いが、そもそも虐待を行う姑の心理はどういうものだったのだろうか。一人の女性に従順な嫁から残酷な姑へと変身することを可能ならしめているものは、儒教社会が容認し、奨励していた親が子を、夫が妻を体罰によって教育し懲らしめる生活規範めきには考えられないが（13）、この儒教思想から生まれた姑による嫁の監督権という、姑が夫や息子の干渉を受けずに思うままに行使できる慣習的権利を、「母の權威」として中国の家長制が容認していることが一番の原因にあげられる。

蕭紅『呼蘭河傳』（四二）（14）は、彼女が生まれ故郷の黒龍江省呼蘭県で体験したこと、見聞きしたことを追想風に書きつづつたもので、フィクションではあるけれども、また自伝的要素の濃い作品である。その山場ともいえる第五章は主人公の「わたし」の家の前庭に住む胡家に新しくやって来た、一二歳の団円媳婦つまり童養媳のことが書かれている。馬方の胡家は親子三代が一緒に住む大家族で、この嫁は長男の息子のために貰われてきたのである。

嫁にきて二、三日も経たないうちに姑の嫁への折檻が始まつた。理由は、彼女が人前でも恥ずかしがらないこと、嫁に来た日に遠慮もせずにご飯を三杯食べたこと、だけである。これらの批評は前庭の住人たちから出たものだった。姑は「嫁らしくない」というこの「世論」に押され、またこれをパツクに得意気に折檻をはじめたのである。

お姑さんは自分で茶碗をこわしても、団円媳婦をつかまえてぶん殴った。針一本なくしても、団円媳婦をつかまえてぶん殴った。転んでズボンの膝頭に穴をあけても、団円媳婦をつかまえてぶん殴った。要するに、気に入らないことがあると、かの女は手がむずむずしてくるのだ。誰を打とうか、誰が手頃か。そこで団円媳婦ということになるのだ。

嫁は毎日の折檻のために病気になる。家族の者は物の怪がついたと信じ込み、近所の人たちが勧める神おろしや怪しげな療法をはじめた。以下の引用は、神おろしのために「おみくじ師」を呼び、姑がこれまでの経過を語る場面である。姑は折檻はあくまで嫁らしく躰けるためだと弁解した。

どこの団円媳婦だって、日に八回は打たれ、三度はどやされるものです。それはわたしだつてあれを折檻したことはありますが、初めにしつかりしつておこうとしただけです。(中略)いくら泣きわめこうとあれのためを思つてやつたんですからね。なまぬるいやりかたでは、あれもロクなものになれませんからね。梁に吊り下げて、あれの叔父に皮の鞭で思い切り叩いてもらつたことも何度があります。きつくやつたので、気が遠くなりましたが、しばらくそのままにしておいて、水をかけ息を吹きかえさせました。(中略)誰だつてカッとなつたら見境いなくなりますが、それでわたしはまつ赤になつた

焼きごてを、あの子の足の裏に押しつけてやつたのです。ところが、わたしがあんまり折檻したので気が変になつてしまつたのか、それともおどしすぎて気が変になつてしまつたのか、口を開けば家に帰りたい、叩いてはいやだの一点張りになつたので、今度は、帰れるものなら帰つてみる、鎖で縛つてやるからといつてやりました。

近所の人達の勧める民間療法も嫁にとつてはこれら全てが折檻として受け止められ、病氣はますます悪化していく。蕭紅はここで迷信に頼る人々の心理を実に鋭く描いている。ある人が、羽をつけたままの鶏を食べさせたらよい、曾祖母はこれで効果があつたと話すと、

ひとりが口を入れた。

「それをあんた見たのかね」

彼女はいつた。

「まつたくさ まあおききよ。(中略)」

そのひとがかさねてきいた。

「あんた見たのかね」

彼女はいつた。

「おや、あんた変なこというね。聞いた話にきまつてるじゃないか。(中略)みんな聞いて覚えてゆくのか」

彼女はいささか不機嫌な顔をした。

彼らの勧める民間療法はこのように不確かで、薬の処方を

もつてきた者の言う薬草の名も、いい加減、おみくじ師のやる呪いもまた怪しげである。それらを姑も人々も確かに気づいているのだが、止めるどころかむしろますます盛んにやり続けたのである。

結局、嫁は神おろしのために熱い湯をはった大きなかめに繰り返しつけられ、昏睡したのちに死んでしまった。この間、男性が登場するのは、最初のころ、叔父（姑の夫の弟）が嫁を梁に吊り下げて鞭で叩いた時と、嫁の死後、墓を掘って埋めるために姑の夫が「わたし」の屋敷に許可をもらいに来た時の二度だけである。一連の虐待を中心となつて行つたのは疑いもなく同性である姑だった。姑は叔父に男権の代表として嫁に手をあげさせることでそれ以降の自らの虐待行為を正当化し、つまり家父長の代理行為であるという承認を求め、社会の慣習や迷信によつてさらに自身の行為を正当化し、近所の人々の暗黙の支持をえながら、「手がむずむずする」時には躊躇なく嫁を打つたのである。一度家父長の代理権と地域社会の承認を得られれば、女性でも（望めば）抑圧者として存分に権力を振るうことができたのである。

この童養媳の命を奪つたものは、魯迅が「祝福」において描いたような、祥林嫂に対する善意の人々の無意識の殺人——「我的節烈感」でいうところの「名もなく自覚もない殺人者集団」(15)なのであるが、異なるのは、この殺人劇にはさらに姑という目に見える主犯がいたことである。

では、童養媳の側からみた場合、なぜ彼女たちは抵抗もせず姑の虐待をうけつづけていたのだろうか。たとえば、台

湾の共産党創立者の一人である謝雪紅の『我的半生記』(16)には自らの童養媳だった体験が生々しく綴られている。五年間（一九一三—一八）に及んだ彼女の童養媳の生活は、過酷な労働と姑の折檻によつてうめつくされ、彼女は自殺未遂の後、近所の若い嫁たちの手引きによつて、ようやく婚家を脱出した。彼女は男性不在の中で、姑一人に虐待の限りをつくされ、舅は陰で彼女をいたわることとはあつても、目の前で行われる姑の暴力行為を制止することはなかったのである。

謝雪紅は姑の暴力に抵抗しなかった理由について、まず自分が買われた身であつたことを挙げるが、さらにその内的要因として、「小さい頃から封建的道德と礼教の影響をうけていたので（中略）目上の人たちに対しても尊敬すべきだと思ひ（中略）それで姑にも孝を尽くしたのだ」と記している。確かに、長輩を敬い、親への服従と奉仕を本質とする「孝」の思想が庶民の日常生活のすみずみまで浸透していなかったならば、嫁が黙つて暴力をうけつづけることは考えられないことである。だがしかし、この嫁と姑の上下関係を規定していたのは、嫁の側からの「孝」の思想だけでなく、下位にある嫁に対して絶対的優位を誇りながら「孝」の実践を強要する「母の権威」の存在も忘れてはならないだろう。謝雪紅が姑に対して愛情よりも「恐怖」を感じていたことが何よりも明白に両者の力関係を物語っている。

一般に、折り合いの悪い嫁を夫側から離縁することは容易だったが、貧しい家では金で買った嫁をそうやすやすと手放すはずもなく、また逃げ去れば処罰されたため、童養媳には

自殺以外にこの苦しみから逃れる道はなかった。謝雪紅の場合も、兄の家に逃げ帰ったものの、「身請け金」が払えないために、今度は金持ちの妾として売られていったのである。かつて国民革命時期に、革命軍が通過した各地に婦女協会ができると、童養媳たちがぞくぞくとこれに加入して、姑の不当な暴力を牽制した時期があった(17)。また童養媳の悲惨な実態は誰もが周知のことであったため、一九三一年中華ソビエト臨時中央政府が決議した「中華蘇維埃共和国婚姻条例」ではその第一章第一条に童養媳の禁止が明文化されたが(18)、革命勢力の及ぶ範囲と時期は限られていたために、結局は一九五〇年の新婚姻法とその後の大衆運動によってようやく長い歴史に終止符が打たれたのだった(19)。

三 姑による強制離婚

一般に、嫁姑問題とは、習慣的行為の違いからくるトラブルないしは二人の女性と一人の男性の三角関係のようなものと思われており、どの時代、どの国でも永遠に解決しがたい問題だといわれているが、しかし中国のように姑が嫁に対して抑圧的行動をとり、日常的に暴力を振るつた例はめずらしい(20)。ヒントン『翻身』(21)には、一九四八年当時、新しい土地分配法や婚姻法が大衆に徹底されていく過程での姑たちの戸惑いが描かれている。姑たちの不満の原因は、嫁にも土地所有権が与えられ、婚約・結婚・離婚をすべて当事者の意思によるものとする、こうした「姑に挑戦するような権利を嫁に与えることになった新しい平等を、自分たちの唯一の

安全、すなわち息子を子どもとして親に従わせ、息子の嫁を完全に牛耳るという立場を脅かすものであると解していた」からだ。嫁を取り巻く抑圧の構造は、ただ男性による女性の抑圧という単純な構図ではなかったことを、このエピソードは如実に伝えている。同じような話は「大躍進時、女性を大量に農業生産に投入し、同一賃金制を奨励する政策に対する抵抗にもあらわれている。ステイシーは『フェミニズムは中国をどうみるか』(22)において、「大躍進政策に反対した女たちも多かった。その大部分は、中国近代史の中で、最も犠牲になった世代の女、四〇代を越えた女たちだった。彼女たちは抑圧と解放のサイクルの中で、繰り返し貧乏くじを引いた。今や大部分の者が姑と祖母の地位を獲得した時になって——それは社会主義以前の中国においては休息と家庭における權威の拡大を保証するものだった——娘や嫁を集団労働にむけて解放するために、彼女たちは余分の家事の重荷と家族内での權威の低下を受け入れることを期待された」と記している。これについて瀬知山氏は「どんなに女性に関して抑圧的に見えるような制度でも、必ず受益者としての女性は存在する。あるいはそうでなければそうした制度が制度として存続することは難しいとさえいえるだろう。『女性を解放する』というもの言いの難しさがここにある」(23)と指摘している。確かに、どのような抑圧的制度でも、抑圧される側の中に受益者は存在し、権力者の「手先」としての代行者は存在する。しかし確認しておきたいのは、これらの受益者や権力の代行者が常に権力者の下部に置かれるのに対して、中国の場合には、

一部の女性たち（とくに母）が時として「父の權威」に食い込み、家父長と同等あるいはそれ以上の權力を行使することである。つまり、儒教を思想的背景にもつ中国の家父長制は、一部の女性を巧妙に体制の中に組み込み、これらの女性たちに孝の思想によつて支えられた「母の權威」を与えることによつて、母（姑、妻）は時に家父長である夫の權力の及ばない空間を有し、夫の死後は家父長となつた息子の上位にあつて實質的な支配權を握ることができたことである。問題は、この「母の權威」の行使が、実際には、最大限どの程度まで構造的に許容されていたかであろう。

一九二二年、《婦女雜誌》に寄せられた山西省のある男性読者からの投書には、母親によつて強引に妻と離婚させられた友人の話が紹介されている（24）。

この男性読者が帰省すると、離婚のショックで病氣になつてしまつた親友の士勉を救うために村長と近所の友人が相談にやつてきた。彼らの語るところによれば、士勉の母親は日頃から嫁を嫌つて事あるごとに難癖をつけていた。ある日士勉が上の学校に行きたいと両親に申し出たところ、父親は大いに賛成したが、母親が反対し、さらにこの進学の話を勧めたのが嫁だと分かると、

彼の母はすぐに嫁を呼び、厳しく叱責した。そのあと着ているものを脱がせて存分に殴打した。士勉はただ傍らに立ち尽くして涙を流すばかりで、近所の者が彼の母をなだめてようやくおさまつた。これ以降、母親の嫁に對

する態度はさらに暴虐になり、打つたり罵つたり、ひどいときには一日に一度しか食事を与えなかつた。我々がしかたなく士勉にしばらく彼女を実家に避難させてはどうかと勧めたところ、なんと彼の母親は士勉が嫁のかたをもつたと思ひこみ、（中略）離婚をするように命じた。士勉は何度も母をなだめたが、意思は固く彼の言葉を受け付けなかつたので、士勉はどうにもできず、ただ母親のなすがままになるしかなかつた。

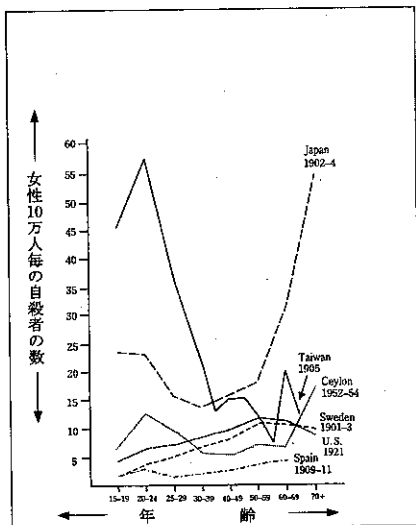
この後、士勉は病氣になり、離婚させられた妻は、彼らが訪ねて行つた時にはすでに亡くなつていたのだつた。

メジャリー・ウルフが作成した中国女性の自殺に関するデータ（25）をみてみよう。

諸外国に較べ、二十代前半の中国女性に自殺者が目立つて多いことがわかる。ウルフは考えられる原因として、中国の女性は結婚後、子供とくに男子を産むまでの期間、かなり孤立した常態におかれてゐることを指摘しながら、姑や夫による虐待をその原因の一つにあげている。正規の家族員のなかで、子のない嫁や童養媳は最下位の身分にあり、女性抑圧による悲劇の大半がこの層から生まれてゐるのである。

『呼蘭河傳』の童養媳や謝雪紅の場合もそうであつたが、士勉の妻の場合にも、周囲の男性たち、とくに姑の上位にいる、家長である舅がなぜ姑を諫めたり、制止したりしなかつたのだらうか。本来ならば、主婚權（結婚・離婚を決定する權利）は父母、とくに家長である父にあり、妻を離婚するには夫の

図1 世界各国の女性の自殺に関する分析表



同意も不可欠であったのだが、土勉の父親はまったくこの一連の「事件」に姿をみせず、また夫の土勉は妻が殴打された時も、離縁された時も、ただ涙をこぼすばかりだったのである。つまり以上の三つのケースは、たとえば舅や夫に女性蔑視の思想が濃厚で、嫁を庇う必要を感じなかったというよりも、また気性の激しい姑が起こした個別的で例外的なケースとみるよりも、やはり姑が母の権威を自発的にフル活用して主婚権行使した結果だとみるほうがわかりやすく、姑は嫁との関係に於いて、夫や息子の干渉を受けることなく、嫁に対して強力な支配権を有していたことを示している。

林語堂は、『吾国与吾民』（三五）の第五章「女性生活」（26）

で、西洋人は中国女性が抑圧されていると批判するが、それは中国人の生活をよく知らないために生じた独断であり、中国では家庭内では女性が主であつて、実際の女性の抑圧者は男性ではなく女性とくに姑である、と主張している。

上の三つの事例からみると、林語堂のこの指摘は一見正しいように思えるが、しかしながら、彼が妻の地位の高さや姑による嫁の支配に関心を向けているのは、彼の女性論が、現状肯定の上に組み立てられ、女性は家庭にとどまり、母となることが最高の自己実現だと考えている為であった。林語堂は、夫の妻への暴力を単に夫の性格による個別的なケースとして捉えたり、母と妻の間で板挟みになる男を同情的に捉えるなど、家父長制構造全体の中で女性抑圧を考察する視点に欠けている。林語堂だけでなく、こうした中国女性の「強さ」を指摘する文章の多くに、蕭紅のように抑圧される側への深い同情と、このような悲劇を生み出している女性抑圧の多層性を追求する視点が希薄であるために、非常に表面的な議論に流れる傾向がみられるのである。

四 実態としての「母の権威」 ——「彼女自身」である母

ではいわゆる「強い女性たち」（母、姑、妻）を、どのように家父長制構造の中に位置づけたらよいのだろうか。以下、女性作家黄白薇の体験とその作品に描かれる母と姑の形象について論じた文章から考えてみたい。

黄白薇（一八九四—一九八七）は、父母によって旧式結婚

を強要され、姑と夫から虐待を受けて、命からがら嫁ぎ先を脱出した体験を持つ。

白薇の婚約は彼女が六、七歳のころ、母が一人で決めたものだった。父は日本留学のために長期不在だった。観劇のあと立ち寄った李家で卵スープをこちそうになりながら白薇の婚約は決まり、李家を後にしていくらも歩かないうちにまた一軒の家に呼ばれて卵スープをこちそうになった母は四女の婚約も決めてしまったのである。

家の者は皆この二つの取決めは余りに軽率だと思つたが、母はずっと家の主として家の内外をきりもりすることに慣れており、また黄家の再建に貢献した功臣だったために、誰も余計なことは一言も言わなかった。母はやり手で、とても独断的だった。彼女は娘何人かを彼女の一存で童養媳にやつてしまい、三番目の妹などは三か月でもう他家にやられてしまった。後にはまた、一人息子と兄弟の孫息子にそれぞれ不釣り合いな嫁をとらせ、いくつかの婚姻の悲劇を作り出したのである。(27)

そして、白薇は一六の時、花嫁轎の回りに護衛を付けられて、無理やり李家に嫁がされた。長編小説「炸彈與征鳥」(二八)(28)には作者の分身と思われるヒロイン玥の地獄のような新婚生活が描かれている。

夫との性生活を拒み続けた玥は姑と夫から殴る蹴るの暴行をうけ、逃げださなように鍵がかけられた部屋に閉じ込めら

れていた。そこで彼女は下級娼婦にも及ばない扱いをうけ、夫から暴力的に性交を強要されていた。「女は、結婚し、子供を産み、夫に従う、これだけでしょが。嫁に子供を生んで欲しいと思う、私が間違つてますかね？」(29)こう信じて疑わない姑にとって、嫁は息子の性の玩具に過ぎず、家の跡取りを作る子産みの道具でしかなかったのである。ある日、殴られて全身血だらけになった彼女は、さらに斧を振り上げて切りかかつてきた姑と夫から逃れるために谷に身を投げる。だが、奇蹟的に一命をとりとめ、革命に身を投じるために南へと逃げて行くという話である。

劉思謙『娜拉』言説——中国現代女作家心路紀程(30)は、婚約を勝手に取り決めた黄白薇の母と「炸彈與征鳥」の姑をつぎのように論じている。

彼女の母と姑は同じ女性であるが、社会権力構造の中で父の法の代表者、執行者にあたると。(中略)彼女たちが代表する権力と社会の権力構造の中に占める地位からいえば、彼女たちと娘・嫁との関係は、もはや女性の女性に對する抑圧ではなく、女性の身で、予め決められている「父の形象」を演じているのであり、父権の位置に立つた「異性」に對する抑圧である。

欧米では権力をほしいままにした女性に對しては、「男根をもつ女性」「女性の男性化」などと言でこれらの女性を男性権力の側へ移動させるのが一般的である。男性の視点と同一

化し、その中心的原理が女性蔑視であるような男性の価値システムを、正当なものとして受け入れられている女性をこう呼ぶのである。J・クリステヴァ『中国の女たち』(31)も、中国の家父長制の特色である母の権威の強さを認めながらも、それは父権の「代役」を演じているにすぎないと指摘し、「自身自身の裡にその権威をもたず、かの女はけっして『彼女自身』ではない」として、男性の権力に同化したものとしてとらえている。クリステヴァと同じような見解は中国の文学研究にもみられ、『浮出歴史地表』(32)では、

歴史はただ父の歴史であつて、母の歴史ではないため、封建家長式の「母」は決して母ではなく、単に父権意思の化身に過ぎない。かりに父の意思の内容を抜き取ると、「母」はただ意味を付与されるための空っぽの器でしかない。

とあり、先の劉思謙の文章もこれと軌を一にする。ボーヴォワールが『第二の性』(四九)で「男は主体であり、絶対であるが、女は客体にすぎない」と指摘していた「他者としての女性」論がこれらに共通する認識となっている。

しかしながら、中国の儒教的家父長制のもとで抑圧的行動をとった女性とくに母(姑)に対してこの論理を使うと、これだけではカバーしきれない部分があることに気づく。権威を振るう母や姑たちは本当に「彼女自身ではない」のだろうか。中国の家父長制は、儒教思想や土着の慣習・信仰を非常に

巧みに構造内に組み込み、これらによって家父長制を補強してきたために、母は家父長制の被害者であると同時に、儒教倫理の規定する「母の権威」を行使して家父長制を内側から支えるという二つの側面(内容)を持つている。つまり中国の「母」は、「父の権威」を借りなくとも、相応の「母の権威」が認められているのである。この「母の権威」を発揮する場合は、建前としては家庭内に限られ、「父の権威」の下位にあつて家父長制を揺るがせない範囲内とされていたが、実際には、本稿で具体例を挙げて考察しているように、家父長の代理という名目さえ手に入れば、家庭内だけでなく社会においてもかなり自由なことを主体的に行動できる空間を有していたのである。黄白薇の母の例でいえば、留学中の夫に代わつて(家父長の代理として社会の承認を得て)家の内外の活動を主体的に行うことが可能だったのであり、また子の結婚を彼女の一存で取決めたのも、父母の有していた主婚権が、夫の不在により妻一人に委託付与された結果に過ぎない。黄白薇の母はこの常態として与えられていた権利を「母の権威」のもとで行使したのであり、その行動の内容は母自身の考えに基づいていたと考えるべきであろう。また、小説に登場する寡婦である姑は常態として与えられていた「嫁の監督権」(家父長に与えられていた子に対する教令権や懲戒権から生まれた)を行使したのであるが、具体的な行為である嫁への暴力や監禁などは彼女自身の性格と意思に基づいてなされたものであり、家長である自分の息子に「一々指示を仰いではいない。つまり、黄白薇の母や小説中の姑の行為を「父の形象」

を演じたものであるとか、家父長権の代行であるとするのは、確かに、男性による女性支配という家父長制の大きな理論的枠組の中では、彼女たちの行為がこのシステムを補強するものであるという意味で正しいけれども、実態としては、「父の権威」とは独立したものであるとして「母の権威」を捉えるほうが分かり易いのである。中国の家父長制は、母性が家父長制に取り込まれている欧米の家父長制とは「母」の有する権威に大なる開きがあり、こうした抑圧者としての女性たちを欧米のように「男性化」し、「父の権威」の中に吸収してしまうことは、かえって中国における女性間抑圧の複雑性や母と子の関係性を考える上で障害になるように思われる。

六 結び

権力をほしいままにした女性たち、たとえば歴史上の女傑や『紅樓夢』の賈母、王熙鳳などは、たしかにJ・ステイシーが言うように(33)、上層階級のごく一部の女性たちの話であり、数としては少ないだろう。しかし、視野を民衆のレベルまで広げてみれば、誰もがその酷さを知っている姑の嫁いびりのように、やはりここにも自らに与えられた権力を存分に行使する女性たちはいるのである。中国の家父長制研究に必要なことは、家父長制の中に一つの権力構造として組み込まれている「母の権威」の実態を明らかにし、さらに男性から積極的に「父の権威」の委託を勝ち取った女性たち、あるいは寡婦となって自動的に権威を委託された女性たちの行為の「自由」の幅と内容を具体的に検証し、それによって中国の家

父長制が内包する、男性だけでなく同性である一部の女性もその中に組み込んで作用した、女性抑圧の多層性を明らかにしていくことではないだろうか。

本稿では、紙幅の都合で、中国の家父長制における女性間抑圧(とくに嫁姑の関係)に例をしばり「母の権威」について理論的な整理を試みた。詳しくは別稿に譲るが、ここで取り上げた「母の権威」に焦点をあてて民国時期の文学作品を改めて読みなおすと、「女性間抑圧」だけでなく、たとえば、旧式結婚(包辦婚姻)を強要する母と子(息子や娘)の関係にも、抑圧者としての母の形象が浮かび上がってくる(34)。新旧思想の混在する民国時期に、多くの知識人が旧思想の体现者である父に戦いを挑んだが、では、愛する者の顔を以て現れた母の、その抑圧的側面にどの程度自覚的であり得たか。母と子の関係性の問題は、近代的な思想を受容した彼らにとつて、自らの存立の基盤を掘りくずしかねないほど大きな問題であった。また、母娘関係についても、欧米のように精神的な葛藤を乗り越えて女の連帯を形成していくというパターンでも、また日本のように母子密着型でもない、むしろ父と息子の対立の構図に類似する母娘関係を描いた作品も現れており、「母の権威」の失墜や揺らぎを描いた作品も含めてこれら文学作品から具体的に得られる事例は、中国の民国時期における「母の権威」の実態を知る手掛かりを与えてくれる。

以上、民国時期の「母の権威」に関する考察は、中国の家父長制研究における一つの視点として有効であると筆者は考えるが、このテーマは文学研究にも跳ね返ってくる興味ある

問題を多く含んでいるように思われる。

注

- (1) 趙鳳喈『中国婦女在法律上之地位』(上海商務印書館、一九二八年三月初版、一九三四年五月再版) 七六—七七頁。
- (2) 滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年三月初版、一九七六年八月第二版)「第四章 婦女の地位」四一五—四一六頁。
- (3) オルカ・ラング『中国の家族と社会』(小川修訳、岩波書店、一九五四年二月) 一五三頁。
- (4) 前掲注(2) 四八二—三頁。
- (5) フェミニズムにおける家父長制の概念規定について、現段階ではすくなくとも、権力をもつ主体の性別に注目し、性による支配すなわち男性の支配に対する女性の従属を家父長制の本質とみる点で一致している。これまでの議論をまとめたものに、瀬地山角「家父長制をめぐる」『フェミニズム論争』勁草書房、一九九〇年六月、所収。後に加筆して『東アジアの家父長制』勁草書房、一九九六年十一月、所収)がある。家父長制についてはほかに、上野千鶴子『家父長制と資本制』(岩波書店、一九九〇年十月)、長野ひろ子「家父長制と女性」(林玲子・柳田節子監修『アジア女性史—比較史の試み』、明石書店、一九九七年六月)などがある。
- (6) Margery Wolf, *Women and the Family in Rural Taiwan*, Stanford University Press, 1972. ウルフの、苦難のみ強いられる受け身の女性像を修正しようとする試みに対する評価は、橋本萬太郎編『漢民族と中国社会』(山川出版社、一九八三年十二月初版、一九八七年十一月第三版) 三二—三三頁、王政『美国女性主義对中国婦女史研究的新角度』(鮑曉蘭主編『西方女性主義研究評介』、三聯書店、一九九五年五月) 二六〇—二六一頁などを参照されたい。
- (7) 秦玲子「宋代の皇后制からみた中国家父長制」(『アジア女性史—比較史の試み』前掲注(5)) 二九九頁。
- (8) 前掲注(2) 四七一頁。ほかに修訂法律館編「調査婚姻底習慣」『婦女評論』九二号(一九二三年五月二三日)に詳しい。
- (9) 費孝通『江村經濟』(載可景訳、江蘇人民出版社、一九八六年十月) 三九頁。一九三六年、長江下流域(太湖東南岸)での調査記録。原書は *I Chiao-tung, Past and Life in China*, Routledge & Kegan Paul, 1939。および滋賀秀三『中国家族法の原理』(前掲注(2)) 四九一頁の注(五二)に引く資料による。
- (10) 沈從文「蕭蕭」『小説月報』二二—二一(一九三〇年一月)。また胡蘭畦『胡蘭畦回憶錄』一九〇—一九三六(四川人民出版社、一九八五年七月) 八六—八八頁。
- (11) 前掲注(1) 九六頁。
- (12) 謝冰瑩『一個女兵的自傳』(上海良友圖書印刷公司、一九三六年六月初版、一九三七年六月再版) 二二—

四頁。なお、姑の童養媳虐待をあつかつた作品には、謝冰心「最後の安息」(二〇)、馮嶺梅(馮鏗)「個可伶的女子」(二五)、王瑩「宝姑」(四六、五二)など多数ある。

- (13) 瞿同祖『中国法律與中国社会』(商務印書館、一九四七年十一月) 八二、八八頁。

- (14) 蕭紅『呼蘭河傳』(《星島日報》副刊「星座」第六九三、八一〇号、一九四〇年九月一日、十二月二七日)。
『蕭紅散文全編』、浙江文艺出版社、一九九四年五月、所収。引用に際しては、立間祥介訳「呼蘭河の物語」『中国現代文学選集七』、平凡社、一九六二年九月) を使用した。

- (15) 唐俟(魯迅)「我之節烈感」(《新青年》五二、一九一八年八月)。

- (16) 謝雪紅『我的半生記』(謝雪紅口述、楊克煌筆録、楊翠華自費出版、台北、一九九七年十二月) 九七、一一七頁。なお、陳芳明『謝雪紅評伝』(台北、前衛出版社、一九九一年七月) およびその邦訳「謝雪紅 野の花は枯れず」ある台湾人女性革命家の生涯(森幹夫訳、志賀勝監修、社会評論社、一九九八年六月)で紹介される彼女の結婚に関しては、『我的半生記』出版前に書かれているために、事実関係に一部食い違いがある。

- (17) 胡蘭畦『胡蘭畦回憶録一九〇一—一九三六』(前掲注(10)) 一六八頁。

- (18) 一九三四年には「中華蘇維埃共和国婚姻法」が公布された。『江西蘇区婦女運動史料選編』(江西人民出版社、一九八二年十二月) 三三、一七六頁。

- (19) 潘充康『変貌する中国の家族』(岡田茂人監訳、岩波書店、一九九四年一月) 四八、八八頁によれば、最近また山東省や福建省で童養媳がみられるようになり、社会問題化しているという。

- (20) 同じく儒教思想の影響を強く受けている韓国の場合、姑の權威は夫や長男など家父長の權威を越えない範囲に限られていたようである。また、主婦權は姑にあり、老後あるいは死後になつてようやく嫁に譲渡された。嫁は姑の指示・監督のもとに衣食住に関する実務にあたり、嫁の生活環境は過酷な労働と粗末な食事のために劣悪であつたが、姑などによる体罰は習慣化していなかったように見受けられる。専門外のことなので、教示いただきたい。参考：武田旦「韓国家族における嫁と姑」『縁組と女性——家と家のほきまで』、早稲田大学出版社、一九九四年三月)、李効再「韓国の家父長制と女性」『アジア女性史——比較史の試み』、前掲注(5)。

- (21) W・ヒントン『翻身』(加藤祐三他訳、平凡社、一九七二年十一月) 六一頁。ほかに、姑の嫁いびりの事例として、『支那の社会組織』(南満州鉄道株式会社東亜経済調査局編経済資料第二二卷第三号、一九二六年三月、一八、一九頁) には、嫁の里帰りが一日おくれ

たことを理由に姑と小姑が二人で嫁を叩き殺した実話
が紹介されている。なを本稿では触れなかったが、小
姑が姑の嫁いびりに加担する話が多く、たとえば老舍
『柳家大院』(二三)は、亡くなった姑の分まで嫁を苛
めようと、舅が息子をけしかけて嫁を殴らせ、これに
小姑も加わって、とうとう嫁が自殺してしまうという
話である。未婚女子は本来、嫁に出ていく身分にあり、
家庭内で何の地位も保証されていなかったが、慣習と
して母親は嫁よりも実の娘を可愛がるのが常だったた
めに、小姑は嫁よりも一つ上位におかれていたと言わ
れている。確かに柳青『結婚十年』(四四)にも嫁の柳
青が夫の妹に朝のお茶を運ぶ場面がある。

- (22) J・ステイシー『フェミニズムは中国をどう見るか』
(秋山洋子訳、勁草書房、一九九〇年七月) 一九六頁。

- (23) 瀕地山角『東アジアの家父長制』(前掲注(5)) 三
二二頁。

- (24) 番思廉「専制家庭的強迫離婚」(《婦女雜誌》八四四、
一九二二年四月、專集「關於離婚的事实及其批評」の
中の一編)。

- (25) Margery Wolf, *Women and Suicide in China*, *Women and Chinese Society* (Margery Wolf and Roxanne Witke, Stanford University Press, 1975) 一一八頁。台湾の
データは一九〇五年のものであるが、台湾の一九〇五
〜三五年まで一〇年ごとの調査(一二五頁)でも傾向
はほぼかわらない。一九一七年の北京のデータ(自殺

未遂を含む、一三九頁)においても同様のグラフ曲線
を描いている。ほかに、中国において嫁・未婚女性の
自殺の数が他国に較べ異常に多い点を指摘したものに
橋本「支那家族制度の破綻」(《我等》九二二、一九二
七年一月)がある。

- (26) 林語堂『吾国与吾人』(『林語堂名著全集二〇』、東北
師範大学出版社、一九九四年十一月、所収) 一三七〜
一四〇頁。一九三五年執筆。原書は *My country and My
People*, Reynold & Hickcock, Inc.。林語堂の女性論につ
いては前山加奈子「林語堂と『婦女回家』論争——一
九三〇年代に於ける女性論」『中国の伝統社会と家族』
汲古書院、一九九三年)がある。

- (27) 白舒榮・何由『白薇評伝』(湖南人民出版社、一九八
三年十一月) 二二頁。

- (28) 白薇『炸彈與征鳥』(《奔流》一一六〜一〇、二二二
〜四。一九二八年六月、一九二九年二月、四月。の
ち『白薇作品選』、湖南人民出版社、一九八五年三月、
所収。ただし、二二三、四号掲載分が削除されている)。
黄白薇の体験を知ることのできる作品には、自伝小説

- 『悲劇生涯』(文学出版社、一九三六年九月)などがある。

- (29) 白薇『炸彈與征鳥』(前掲注(28))、《奔流》一一六
一〇五九頁。

- (30) 劉思謙『娜拉』言説——中国現代女作家心路紀程』
(上海文艺出版社、一九九三年十二月) 二〇九頁。

- (31) ジュリア・クリステヴァ『中国の女たち』(丸山静他

訳、せりか書房、一九八八年三月）一二八―一二九頁。
 クリステヴァ理論の日本への応用について論じたものに鈴木由美「クリステヴァ理論の可能性」『フェミニズム論争』前掲注（5）がある。日本と中国では母の權威の内容と位置づけが異なるが、本稿で指摘している問題点を考えるのに参考になる。たとえば、「日本の社会には伝統的に、母なるものすなわち名づけえぬ身体性を徹底的に排除するような象徵秩序（父ロゴス：白水桶）は成立しなかった。むしろそのような非合理的なものは、社会規範のうちに巧妙にとり込まれ、直線的な身分制社会を補完するものとして機能してきたのである。『母型社会』と呼ばれる所以である」（一九三頁）など、西洋社会をモデルにしているクリステヴァ理論を、背景の異なる日本に应用する際の問題点が指摘されている。

（32） 孟悦、戴錦華『浮出歴史地表』（河南人民出版社、一九八九年）一九頁。

（33） J・ステイシー『フェミニズムは中国をどう見るか』（前掲注（22））四〇、四八頁。

（34） 白水紀子『民国時期の旧式結婚にみる母の權威について』（《現代中国》七三号（一九九九年七月）予定。

（一九九九年一月 記）